

株式会社近確機構 確認検査業務約款

第1条（契約の履行）

建築主等（以下「甲」という。）及び株式会社近確機構（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、本約款（申請書（確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関するもの。）並びに確認引受承諾書、中間検査引受証、完了検査引受証又は仮使用引受承諾書（以下「引受承諾書等」という。）を含む。）及び株式会社近確機構 建築確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

第2条（責務）

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書等に定められた業務を次条に定める期日までに行わなければならない。

2 甲は、別に定める株式会社近確機構 確認検査業務手数料規定に基づき算定され、引受承諾書等に記載された額の手数料を第4条に定める納入期日までに納めなければならない。

3 甲は、本契約に定めのある場合又は乙が本業務を遂行するために必要な範囲内において、引受承諾書等に記載されたもの（以下「対象建築物等」という。）の、計画、施工方法、その他の情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。

4 甲は、乙が本業務を遂行する上で必要な範囲内で、対象建築物等の敷地又は工事現場に立入、調査又は検査を行うことを認めなければならない。

5 甲は、乙の確認業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、速やかに追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならぬ。完了検査業務における追加説明書等の必要な措置についても同様とする。

第3条（業務期日）

乙の業務期日は次の各号の定めるところによる。

(1) 確認審査業務

原則として、引き受けた日から法第6条第4項に規定する日
(ただし、事前調査、追加説明書の提出、その他必要な措置及び消防同意に要する期間は除く。)

(2) 中間検査業務

引受証に定める特定工程工事終了（予定）日の翌日

(3) 完了検査業務

引受証に定める工事完了（予定）日の翌日

(4) 仮使用認定業務

引受書に定める（予定）日の翌日

(5) 乙は、甲から前条第4項に基づく報告があった場合においては、確認の期限の延長を請求することができる。

2 乙は、確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合判定をする建築物等に係るものである場合にあって、甲が法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、機構は当該通知書に記載された期間に限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

3 乙は、甲が第2条第3項から第5項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議により定めるものとする。

第4条（納入期日）

甲の納入期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認の申請手数料について、特別な定めがある場合を除き、確認済証の交付日までに納入する。

(2) 中間検査、完了検査、仮使用認定の各申請手数料について、特別な定めがある場合を除き、原則として前納とし、引受承諾書等の交付までに納入する。

第5条（確認申請等の審査中の計画の変更）

甲は、確認済証等を交付するまでに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに、当初の確認申請等を取下げ、改めて確認申請等を提出しなければならない。

2 前項の確認申請等の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとみなす。

第6条（甲の解除権）

甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知し、本契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な事由がなく、相当期間までに業務を完了せず、又はその見込みがない場合

- (2) 乙が前項以外の事項で契約に違反したことに対し、甲が相当期間を定めて催告しても是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げる旨を通知して本契約を解除することができる。
- 3 第1項に基づく契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、その契約解除によって、乙に生じた損害について、その賠償の責めは負わないものとする。
- 4 第1項に基づく契約解除にあたって、甲が損害を受けた場合は、乙にその損害賠償の請求ができるものとする。
- 5 第2項に基づく契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。
また、当該手数料が未だ支払われていない場合は、これの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項に基づく契約解除において、乙が損害を受けた場合は、乙は甲に損害賠償を請求できるものとする。

第7条（乙の解除権）

- 乙は、次の各号に該当する場合は、甲に書面をもって通知し、本契約を解除することができる。
- (1) 甲が正当な事由もなく、第4条に定める納入期日までに手数料を納入しない場合
- (2) 甲が前項以外の事項で契約に違反に対し、乙が相当期間を定めて催告しても是正がされない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。また、当該手数料が未だ支払われていない場合は、甲に請求することができる。
なお、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができます。

第8条（計画の特定行政庁への報告）

- 乙は、この契約を締結後、法令の定めに従い、建築場所を管轄する特定行政庁へ対象建築物等の計画の概要を報告する。
- 2 前項の報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第9条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

第10条（電子申請）

甲の確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織を使用する方法により交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。なお、確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書については、書面にて交付を行う。

- (1) 確認済証の交付時における副本
- (2) 適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうかを決定できない旨の通知書
- (3) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- (4) 検査済証を交付できない旨の通知書
- (5) 仮使用認定通知書の交付時における副本
- (6) 適合しないと認める旨の通知書及びその交付時における副本
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、行わない。
- 3 乙は、規程第13条に規定する確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第17条第2項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

第11条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約に対し疑義を生じた事項については、甲乙協議により解決するものとする

改定年月日 平成 19 年 6 月 13 日より実施する。

改定年月日 平成 21 年 10 月 29 日より実施する。

改定年月日 平成 27 年 9 月 1 日より実施する。

改定年月日 平成 28 年 10 月 1 日より実施する。

改定年月日 平成 30 年 1 月 4 日より実施する。

改定年月日 令和 6 年 4 月 1 日より実施する。